

居宅介護支援

重要事項説明書

指定居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者名称	社会福祉法人 元気村
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地 (連絡先及び電話番号)	〒365-0039 鴻巣市東1-1-25 本部事務局 TEL 048-544-0880 / Fax 048-544-0882
法人設立年月日	平成5年1月7日

2. 事業所の概要

事業所名称	栗橋翔裕園居宅介護支援センター
介護保険指定 事業者番号	埼玉県 第1171100033号
事業所所在地	〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋310-1
連絡先 管理者氏名	TEL 0480-52-3112(24時間連絡可能) / Fax 0480-52-6788 管理者兼介護支援専門員 村田 英樹
事業所の通常の 事業の実施地域	久喜市(栗橋地区に限る)

※上記地域以外の方でもご相談ください。

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態または要支援状態の維持・改善を目的として目標を設定した計画的なサービスを提供します。
運営の方針	1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 2 事業所の介護支援専門員は、利用者である要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行います。 3 地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所及び他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 4 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はその家族は、居宅サービス事業者について複数の紹介を求める事ができ、また、当該居宅サービス事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。

4. サービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③ 使用する課題分析票の種類は、包括的自立支援プログラム方式とします。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行之、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

5. 営業時間

営業日	月曜日から日曜日(1月1日から1月3日は休み)
営業時間	9:00～18:00(緊急時等、24時間連絡体制あり)

6. 事業所の職員体制

職種	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者兼介護支援専門員	サービスの管理全般及びサービス計画の立案	1名	0名	1名
介護支援専門員	サービス計画の立案・管理等	1名以上	0名	1名以上
事務職員等	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名(兼務)	0名	1名(兼務)

7. 利用料

(1) 居宅介護支援利用料

ア. 基本利用料

介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担額はありません。介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき給付額相当分をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻しが受けられます。

地域区分別 1 単位の単価 久喜市(6級地) 10,42円

居宅介護支援費 要介護1または2 1ヶ月につき 11,316円

要介護3、4、または5 1ヶ月につき 14,702円

イ. 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3,126円
入院時情報連携 加算Ⅰ	介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報を利用者が入院してから当日に提供した場合	1月につき 2,605円
入院時情報連携 加算Ⅱ	介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報を利用者が入院してから三日以内に提供した場合	1月につき 2,084円
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	連携1回(カンファレンス 参加無) 4689円 連携2回(カンファレンス 参加無) 6252円 連携1回(カンファレンス 参加有) 6252円 連携2回(カンファレンス 参加有) 7815円 連携3回(カンファレンス 参加有) 9378円
通院時情報連携 加算	医師、歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して心身の状況や生活環境等の必要な情報を行なうとともに、医師等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合	521円
特定事業所医療 介護連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。	1,302円
緊急時等居宅カン ファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,084円

②加算の基準に適合している市に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料
特定事業所 加算Ⅲ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合 (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。	1月につき 3,365円
特定事業所 加算Ⅱ	(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること(Ⅲは2人以上、Ⅱは3人以上) (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に関わる伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。 (4) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 (7) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 (8) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十五名未満であること。(Ⅱ)を算定している場合は五十名未満) (9) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 (10) 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備 (11) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加。 (12) 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施。 (13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	1月につき 4,386円

※上記金額については、実際には加算を含めた1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.42)を乗じて算出するため、表記額と実際の請求額には誤差が生じます。

(2) 交通費

通常の実施地域を越えた地点から居宅介護支援の要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の実費を徴収します。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり 100円

8. ケアプラン利用割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

9. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を記載します。

虐待防止委員会の開催

- (1) 高齢者虐待防止のための指針の整備
(2) 従業者による虐待防止を啓発・普及するための研修を実施
(3) 虐待防止に関する責任者の選定 虐待防止に関する責任者：村田英樹

11. 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者の病状が急変等した場合、あるいはその他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関医師への連絡等必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録、報告、説明し、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

14. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者	村田 英樹(管理者／介護支援専門員)	電話 0480-52-3112
苦情解決責任者	早川 正輝(栗橋翔裕園 施設長)	電話 0480-52-6611

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓 口 名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会(理事長主催) 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会(理事長主催)
受付時間	月～金曜日 9時00分～18時00分 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	電話 048-631-0070

※苦情処理第三者委員会は、公正中立な立場で、苦情を受け付け相談に応じていただけます。
(第三者委員)

久喜市栗橋東地区元民生・児童委員	石井 早苗	
埼玉保護観察所 保護司	山岡 孝	
蓮田市民生委員、児童委員	下田 ナカ	

※次の公的機関においても苦情申し出ができます。

久喜市役所 介護保険課 ご利用時間 8:30 ～ 17:15 月～金曜日(年末年始12月29日～1月3日・休日除く)	0480-22-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係 ご利用時間 8:30～17:00 (12:00～13:00除く) 月～金曜日(年末年始・休日除く)	048-824-2568 (苦情相談専用)

※第三者評価の実施状況

○直近での専門評価による第三者評価実施はありません。

15. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人 元気村 理事長	神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 本部長	西川 雅人
栗橋翔裕園 法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園 施設長	早川 正輝

16. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の賠償責任を減じるものとします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 : あいおいニッセイ同和損害保険会社 保険名 : 介護保険 ・ 社会福祉事業者総合保険
--

17. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

利用者は、居宅介護支援員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求める事ができます。